甘楽町広報

昭和40年7月15日　（毎月15日発行）　第68号【1頁】

7月の納税

1. 固定資産税 2期

税金は計画をたてて必ず納期内に納めましょう。

7月1日の人口と世帯

世帯数	2,707戸
男	6,895
女	7,228
計	14,123

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番

編集　総務財政課　企画文書係

印刷所　坂本印刷株式会社

頭痛い給付費の増額

国庫負担金の増額を要望

ごく平凡なことばですが、「健康で働く」ということ、それがすべての人にとつて、最大のしあわせではないでしようか福祉国家とか、社会保障とかいうこともそのめざすところは、すべての人びとが健康で働き、老後を楽しくという真理を国家的に実現しようとするものに、ほかならないわけです。

▼社会保障の一環として…

国民健康保険のしくみもこの社会保障の一つで、むしろいまでは医療保障の中心となつています。しかし国保事業がこんにちまで歩んできた道はけつして平穏なものではありません。

終戦当時は、多くの保険者が事業を中止し、組織そのものが壊滅状態におちいつたのです。このように苦難の道を歩みながらも、関係者の熱意と努力とによつて、現在のような国保制度が確立されました。そこで、国保制度についていまいちど考えてみましよう。

制度のあらまし

国民健康保険制度は戦前からあり、実施は任意とされていました。それが、昭和三十三年の全面改正で、市町村が全部実施するように義務づけられたものです。

これがいまの国保制度で、加入者がその担税力に応じた保険税を納め、病気で治療をうけたときにはその一部を事業団体が、負担することになつているわけです。

いまでは、甘楽町の国保にはいつている人は、医療費の三割を個人で負担することになつています。残りの七割は国保で負担します。

国保は給付の一部を国が負担

国民健康保険ばかりでなくすべての保険制度は、平素保険料をかけておいて、万一事故が発生したときに、あらかじめ定められた給付をうける制度です。しかし、現在の国保制度は、給付をするのに必要な費用の一部を国庫が負担しているのですから、その意味では、単なる保険制度ではなく、国が経費の一部を負担する保障制度であるということができます。

医療保障制度を、大きくわけますと、①健保（事業所、会社・工場等）、②共済組合（公務員関係）③国保（農業や使用人五人以下の自営商工業者等）になります。

このうち健保や共済組合は一般的に労働者保険で（被用者保険ともいいます。）これらの保険制度は、雇い主とそこに働く人とが約半分ずつ保険料を負担して、それぞれの法律にしたがつて保険事業を運営しています。

ところが、国保の被保険者には雇い主にあたるものがありませんから、雇い主が負担する保険料にみあう額を国が負担して、その事業を市町村に行なわせているのです。

このように保険事業が社会保障の一環として行なわれている以上、内容的におなじであることがのぞましいのは当然ですが、さて制度のおいたちや、負担金の状況をみるとかなりのひらきがあるようです。これは国保は、地域を単位とした医療保険ですから、健保や共済などの職域保険のように、保険料を給料から差し引くというようなこともできず、必要な保険税もはいりにくく、保険給付の内容も悪く、運営もむずかしくなるという理由などが考えられます。

給付改善の足どり

それでは、国保の給付（保険で支払うこと）の足どりをすこしたどつてみましよう。

まず、ごく最近までは世帯主も家族も五割給付で、そのほかいろいろと制限がありましたが、昭和三十八年の十月からは給付内容が改められて世帯主だけが七割給付となり、いままで保険で使えなかつた薬があたらしく使えるようになつたこと、そして甘楽町では昭和四十年一月から家族についても七割給付が実施されました。また、五割から七割にひきあげられたことによつてふえる町の負担分の二割については、その二割の四分の三にあたる額を、特別に国が補助をすることになつております。

なお、町営住宅建築委員の氏名は次のとおりです。

斉藤八郎、桑原木十郎、堀口雄隆、浅香角太郎、野中清輝、織田沢昌美、黒沢長治郎、柴山俊一、土屋勝、井田友次、斉藤計平、斉藤兵蔵、河原元二、斉藤広吉、金田源三、吉田伝策、斉藤勝司、大河原一二、松浦要

下井団地附近の見取図

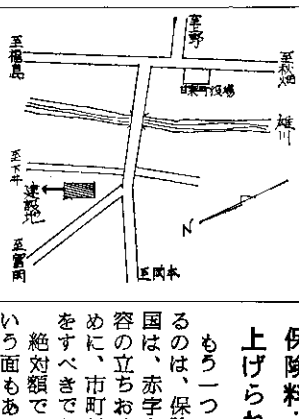

第一中学校にも

―ことし屋内運動場を―

第一中学校にも、四十年度に、屋内運動場を建設することになりました。

大きさは、第二中学校のものとほぼ同じで、構造は鉄骨造り、面積は約二六三・九坪の予定です。建設場所は校庭内の西側で、南を入り口にして、南北に長く建てます。

この工事についての入札は今月下旬。完成は、ことしじゆうの予定です。

第一中の屋内運動場建築委員は、次のとおりです。

斉藤八郎、桑原木十郎、堀口雄隆、○吉田伝策、金田源三、○水沢仙太郎、長岡男女吉、斉藤勝司、森平友太郎、斉藤計平、斉藤広吉、斉藤鶴雄、野中清輝、萩原鶴一、○小柏丑五郎、中野武一、松原与吉、○柴山俊一、○小林長音、○織田沢昌美、吉田純、○矢島信雄、小柏とく、河原元二、巌良勝、○浅香角太郎○山口一男、土屋勝、墨谷浪太郎、野口文五郎、（○印は小委員）

町営住宅は十五戸

善慶寺にも五戸建てる

町営住宅は、四十一年度までに五十五戸建築計画です。

このうち昨年度まず天王団地に十六戸建設いたしました本年度の建築は十五戸です。

このうち十戸（第一種十一坪・三戸第二種九・八坪・七戸）はひきつづき、福島天王団地に建設いたします。

のこりの五戸（第二種、九・八坪）については、町営住宅建設委員会で、いくつかの候補地について検討した結果大字善慶寺の下井に約九〇〇坪の敷地が決まりました。

天王団地の十戸分の建設については、今月末には工事に着工できるよう近く業者入札を行なう予定です。

また、こんど新しく町営住宅の敷地に決まつた下井団地（仮称）では、今秋ごろ工事に着工する予定です。

医療費のうごき

国保事業

三十九年度から赤字

最近三年間の医療費のうごきは下図のとおりです。

このグラフでも明らかのように、給付内容の改善によつて療養給付費は増長し、それだけ被保険者のみなさんに利用されやすくなつてきたわけです。

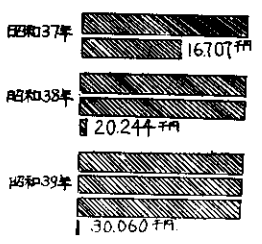

このような療養給付費の増によつて、二年ほど前から全国的な傾向として、医療保険の財政状況は、どの保険団体も赤字が多くなつてきましたして、もともと収入のすくない人たちの多い国保は、もちろんその例外でありません。五割しか給付していない県下の多くの市町村ですらほとんど赤字だといわれ、全国的にも七割ぐらいの市町村が赤字だそうです。

受診率が高くなればなるほど、給付額はふえるのが当然のことですが、さらにこれに拍車をかけているのが、医療費の増高です。医術が進歩すれば、必然的に医療費も上昇します。また、被保険者の生活水準が向上すれば、それも医療費の上昇となつて表われます。このように、医療費は放つておいても自然に高くなるもので、最近とくにこの傾向が目立つています。

それに加えて、医療費算定の基準が引き上げられるため増高率はさらに高くなつています。当町では、三十九年度は赤字になりました。これは国の負担金が一〇〇%きなかつたためです。

実質的に赤字だそうです。

国保税5割引上げる

国庫負担金…もつとほしい

国保財政でいつも問題となるのは、国庫負担金と保険税です。もちろん国保財政をささえているのは、この二つの財源につきるのですから、それが問題になるのは当然です

市町村からいえば、国保は医療保障であり最終的には国の責任で行なうべきものと考えますので、もつと国庫負担金が支出されることを強く要望しています。

町が医療費を支払う額と、国庫負担金、それに保険税の一人当りの金額は左表のとおりです。

項目＼年度	38年	39年
医療費	1,776円	2,661円
保険税	707円	1,088円
国庫負担金	1,286円	1,774円

（国庫負担金には事務費などもふくまれています。）

保険料…大幅に引き上げられている

もう一つの大きな問題となるのは、保険税のことです。国は、赤字をなくし、給付内容の立ちおくれを改善するために、市町村は積極的な努力をすべきであるといいます。

絶対額では、たしかにそういう面もあるといえましようたとえば、健保や共済組合保険に加入している人の家族をふくめた一人あたりの保険税の負担額を、全国的な統計でくらべると、国民健康保険に加入している人は、その四分の一程度しか負担していないという数字がでます。

もちろんこのわけは、家族の数がぜつたい的に多いことが、その原因ですが、国保がほかの保険とくらべて、おとつている点を改善し、同時に財政対策もやるという両面作戦によつて、国保の進展をはからなければなりません。こういう困難な問題をどう克服してゆくかが大きななやみであるわけです。

保険料五十%の増額

町では、ことしの保険税の税率をきめるための会議をひらき、慎重に審議いたしました。その内容は、国保の現状と将来をもとに、こんど予想される医療費の上昇をみこみまた、納税者の負担能力についてです。

まず、納税者の負担能力については、ほとんど限界に達していること。しかし医療費は、給付改善、緊急是正などによつて、今後もかなり上昇するものと予想されること、これらの相反する問題の調和をどこにもとめるかに論議が集中しました。しかし、国保が社会保険としてしめる意義と、医療費が個人生活にしめる重要性を考えて、これからも国に対して強力に財政処置を要望するとともに、健全財政を堅持するためにできるだけの努力を納税者とともにすすめていくこととして、次のように決定しました。

① ことしの税額は、前年度に比較して五十%の増額もやむを得ない。

これによつて家族をふくめた一人当りの保険税は、一、六六八円に、一世帯当り、八、三四〇円（減税前）平均になるものと計算されます。

このように決定された額は全国的な視野からみれば、ちようど中位ぐらいで、特に七割給付を実施している点を考えれば、むしろ低い方に属しますが、しかし、国税、地方税とも減税がさけばれているときに、ひとり国保の保険税のみが増税しなければならないということは、国保税に医療保険という特殊性があるにせよ、多くの困難が予想されます。それともう一つの問題はここまで医療保険が発展してくると、国保は国保、健保は健保というバラバラな制度をもつと根本的に医療保険全体として考え、他の保険との関係で将来どういう調整や均衡を保つてゆくのがよいか、ということを考えながら、これからの問題をひとつひとつ堅実に解決してゆくという足がかりをもちながら、被保険者のみなさんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

家屋を新しく評価

四一年度からの賦課にそなえて

七月なかごろから、八月なかごろにかけて役場職員がみなさんの家庭を訪問し家屋の平面図を書かせてもらいます

これは四十一年度からは、国で示された新しい評価方法で家屋を評価し、さらにいつそう均衡のとれた評価額を算出して、固定資産税を課するためです。ご協力をお願いします。

○注意　この仕事にたずさわる職員は「固定資産評価補助員証」を持つているはずです。不審なときは、この証を提示させてください。

衛生行政に協力した人を表彰

町と衛生協会などで

町と衛生協会、郡衛連、（群馬県地区衛生組織連合会、富岡保健所管内支部）では、郷土美化の推進のために、特にご協力くださつた清掃優良地区と、個人で永年衛生行政のために尽した次の人たちをそれぞれ表彰しました。

▽郡衛連表彰

団体、十八区衛生支部

個人　大野金太郎（7区）

野口　政次（22区）

▽町と衛生協会表彰

団体、一区、二区衛生支部

個人　桜井伊之吉（2区）

矢島　久猪（16区）

落合　友一（16区）

山田　啓二（17区）

山田市五郎（18区）

大工原与五郎（22区）

〃社会を明るくする運動〃月間

七月は「社会を明るくする運動」の月です。

これは世の中から犯罪といういまわしい事実をとりのぞいて、だれもが安心してくらせるような「明るい住みよい社会」をつくろうとするものです。あなたの愛の手とあたたかい心をこの運動によせて犯罪のない明るい社会をきすきましよう。